

# パワハラ防止法と カスタマーハラスメント対策セミナー ～会社と従業員を守るために～

令和4年4月から改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）は、全事業者へ適用されました。また、近年インターネットやSNSの普及により、顧客からのカスタマーハラスメントが増加しており、会社および従業員を守るためにもその対応は急務です。本セミナーでは、講師に上市社会保険労務士事務所の上市真也氏をお招きし、日頃からの対策と被害を受けた場合の対応について分かりやすく解説していただきます。



## 【講師プロフィール】

平成4年8月、富山市にて開業以来、中小企業の人事労務に関する相談、労働社会保険に関する手続き、就業規則や採用から定着までの支援のコンサルティングを行う。

当所の定時労務相談室の相談員をはじめ、創業ビジネススクールでは採用、人事労務教育訓練に関するテーマで講師を務める。

コロナ禍を機に、電子申請やICTの活用、人事労務関係のオンラインサービス等についての勉強会を積極的に開催し、併設のネットワークスラボ合同会社では小さな会社向けのクラウド・アプリを使った業務改善の進め方に取り組んでいる。

日時 令和6年 9月17日(火)

14:00～15:30

会場 富山商工会議所ビル 9階99号室

受講料 無料 定員 定員30名  
(先着順)

対象 中小・小規模事業者

講師 上市社会保険労務士事務所  
所長 上市 真也 氏

- 内容
- 令和4年改正パワハラ防止法で何が変わった？
  - 「お客様は神様」はもう古い？カスタマーハラスメントとは？
  - 会社に求められるパワハラ防止対策とは？
  - 従業員を守る！カスハラ対策の基礎知識と会社として必要なこととは？
  - 知っておきたい！最近の法改正と会社への影響

◆お車で越しの方は、お近くの有料駐車場をご利用ください。

お問い合わせ・お申し込み

富山商工会議所 中小企業支援部(上野) TEL:076-423-1171

QRコードより申込ができます。

※申込受付後、FAX等で確認のご連絡をいたします。なお、当所ホームページからも申し込み可能です。



パワハラ防止法とカスハラ対策セミナー (9/17)受講申込書		お申し込み FAX <b>076-423-1174</b>	
事業所名		連絡担当	
住所	〒 -	業種	
TEL	( ) -	FAX	( ) -
受講者名		E-mail	

※ご記入いただいた内容は、富山商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用させていただくことがあります。